

○国土交通省令第五十六号
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項の規定に基づき、船舶安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

船舶安全法施行規則の一部を改正する省令

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第七項第九号中「静岡県石廊崎から三重県新宮川口右岸突端」を「東京都式根島南端から三重県沢埼」に、「陸岸」を「本州の海岸から二十海里の線」に改め、同項第十七号を同項第二十一号とし、同項第十六号中「勇払川口」を「静内川口」に、「尻屋崎」を「大間崎」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

第二十 北海道苫小牧灯台から百六十九度に引いた線並びに北海道及び本州の各海岸から二十海里の線により囲まれた水域

第二条第七項中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第十七 新潟県角田岬から十三度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

第一条第七項中第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 京都府成生岬から二十二度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

第一条第七項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十一 静岡県御前崎灯台から二百三十六度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

第一条第七項に次の一号を加える。

二十二 宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域

この省令は、公布の日から施行する。

附 則